

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 月 日 (あて先) 東近江市長	特別徴収義務者	所在地(住所)	〒										特別徴収指定番号			
		名 称											宛 名 番 号			
		代表者職氏名											担 当 者	係 名		
		個人番号又は法人番号														
														電話番号		

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 <small>※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替えはできません。</small>	異動後の未徴収税額の徴収方法							
	氏 名																	円	円	円	令和 年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 ()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)	
	生 年 月 日	年 月 日																						
	個 人 番 号																							
	住 所	1月1日現在																						
現 住 所																								

◎給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、以下の項目にも必ず記載してください。

新しい勤務先	所在地(住所)	〒										特別徴収指定番号			
	フリガナ											担 当 者	係 名		
	名 称												氏 名		
	代表者の職氏名												電話番号		

※令和7年1月1日以降に退職又は休職された人の未徴収税額については、必ず一括徴収により納入をお願いします(死亡退職、支払金不足の場合を除く。)

新しい勤務先には、
月割額 円を 月分
から徴収するよう連絡済です。
※新しい勤務先へお伝えください。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について、次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合の理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。	一 括 徴 収	徴収予定月日	徴収予定額(円)	左記税額の納入予定月
	一括徴収しない場合の理由		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。 2 特別徴収継続の希望があるため。 3 残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。	月 日	
				合 計	